

環境配慮契約法に係る基本方針の検討方針・課題等について

1. 検討の進め方

環境配慮契約法に基づく基本方針について検討することを目的とした有識者による検討会を設置し、国等が環境に配慮した契約を推進するための基本的考え方、手続、評価基準等について検討を行うこととする。また、検討会の下に有識者、関連団体・関係事業者等が参加する以下のワーキンググループを設置し、基本方針案に係る意見交換を行い、検討会に意見を提出することとする。

- ① 電気ワーキンググループ
- ② 自動車ワーキンググループ
- ③ ESCO ワーキンググループ
- ④ 建築ワーキンググループ

◇基本的な考え方の整理

- 温暖化対策の進捗状況及び重要性、環境配慮契約の重要性の記載
- 環境配慮契約に関する基本方針の基本的考え方
 - ・ 調達目的との整合と環境配慮契約の在り方
調達目的により標準的な契約の方法をとれない場合について、環境に配慮した契約を進める手法について検討
 - ・ 公正な取引の推進について
適正な競争を確保するための方法について検討
 - ・ 電力の安定供給など他の政策との整合について
電力の安定供給を確保するための制度など他の政策との整合をとる方法について検討
- 環境配慮契約の取組の推進について
 - ・ 取組推進体制の構築
環境配慮契約を推進するための体制について検討
 - ・ 契約方針及び実績の公表について
国及び独立行政法人等ごとに契約方針や環境配慮契約の実績について、公表する方法を検討
 - ・ 次年度以降の基本方針の今後の見直しの要否について検討

2. 電気の供給を受ける契約

(1) 本契約に関する基本的事項

- 電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等。以下「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。）を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうちから当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（以下「裾切り方式」という。）によるものとする
- 電力の契約に当たっては、仕様書等に示された契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実にかつ安定的に供給できると見込まれる電気事業者と契約すること
- エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、「中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争」の確保に留意するとともに、「他の国等の契約に関する施策」及び「エネルギー政策基本法第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策」との調和を確保するものとする

(2) 基本的な考え方

本契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

- ・ 温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）等による裾切り方式を採用
- ・ 裾切りの設定に当たっては原則複数の電気事業者の参入が可能であることを確保
- ・ 裾切り方式の基準等については毎年度見直しを検討
- ・ 環境への負荷低減に関する電気事業者の取組状況の考慮（新エネルギーの導入状況・未利用エネルギーの活用状況等を評価）
- ・ 電力の安定供給及びユニバーサルサービス性に対する十分な配慮
(なお、上記の配慮に伴い、電気事業者による環境負荷低減の取組の推進が著しく阻害される可能性の有無についても必要に応じ検討)

(3) 本契約方式の方法等

裾切り方式の場合は、裾切りの要件が緩い場合は、二酸化炭素排出係数の高い事業者が参加することにより、安い価格で落札する可能性が考えられる。

一方、要件が厳しい場合は、相対的に二酸化炭素排出係数の高い電気事業者が入札参加資格を得られなくなり、高い価格で落札されることとなる可能性があることから、以下の考え方を基本として、裾切りの設定方法を検討する。

- ・ 安定供給の確保の観点等も踏まえ、地域ごとに裾切りを設定
- ・ 適切な競争の確保の観点等も踏まえ、地域ごとに原則複数の事業者の参入を確保できるよう裾切りを設定
- ・ 裾切りの設定に当たっては、新エネルギーの導入状況・未利用エネルギーの利用状況等を勘案
- ・ 裾切りの設定の検討を行う際には、当該地域において電力の供給を行っている一般電気事業者を含む複数の電気事業者の二酸化炭素排出係数¹等を参考として考慮
- ・ 裾切りの設定は、毎年度見直しを検討する

(4) 検討に当たっての留意点・課題等

検討に当たっての留意点・課題等については、以下のとおり。

- ・ 裾切りの具体的な設定方法の検討
- ・ 契約に用いる排出係数の課題（事業者の努力や CDM クレジットの排出係数への反映等を含む）

¹ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」第 10 条第 2 項の経済産業大臣及び環境大臣より公表された一般電気事業者及び特定規模電気事業者の供給に係る電気の二酸化炭素排出係数

3. 使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入に係る契約

(1) 本契約に関する基本的事項

- 本契約は、使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品を購入する場合に、購入価格とその使用に伴い排出される温室効果ガスや総維持費用等を総合的に評価する物品の調達に関する契約に適用するものとする
- 当面の間、自動車の購入に関する契約に適用するものとする
- 上記の物品を購入する契約にあつては、車両価格及び使用時の供用期間全体の燃料代又は電気代を算出し、当該費用が最低の価格になる者と契約を締結するものとする
- 発注時の要求性能等に関しては、行政目的等を適切に勘案し定め、必要以上に入札を制限することがないように配慮するものとする

(2) 基本的な考え方

本契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

① 総合評価落札方式の採用

- ・ ライフサイクルを考慮した場合、使用時の環境負荷が相当程度大きくかつ市場に提供されている製品の技術革新が早く、製品間に大きなエネルギー使用等に関する差異の大きな物品に適用
- ・ 自動車の場合は、本体価格等のイニシャルコスト（初期費用）に加え、生涯燃料費や自動車重量税等のランニングコストも加えたトータルコスト（ライフサイクルコスト）で総合的に評価することが必要

② グリーン購入法の特定調達品目

- ・ 自動車の判断の基準を満足する製品であることが前提条件

③ 燃料種の考慮

- ・ 燃料種の異なる自動車については、要求仕様等が異なる場合が多いことから比較を実施しないことを原則

(3) 本契約方式の方法等

購入後に燃料や電気などのエネルギーを大量に使用し、ライフサイクルを考慮した場合に、製造時に比べ相当程度使用時の環境負荷の多い物品に関して、これらのエネルギー使用に伴うコストを含め総合的に評価を行うことが必要である。

自動車の場合は、供用期間中に燃料としてガソリン・軽油等を使用し、温室効果ガス等を排出するとともに、燃料費用の支出を伴うものであり、単に入札時に最低落札価格のみで調達を行った場合には、最終的にはむしろ行政コストが増加する可能性のある物品である。

このため、自動車の購入に関する契約については、以下の考え方を基本として、

契約方法を検討する。

- ・ グリーン購入法に係る特定調達品目の判断の基準を満足することが前提
- ・ 環境性能を費用換算²したライフサイクルコスト(生涯費用、トータルコスト)で評価
- ・ 燃料価格は、当該地域(都道府県別)の前年度の平均価格を使用することを基本に検討
- ・ 調達目的に合わせた発注条件の指定(車種や燃料種ごとの評価を原則)

(4) 検討に当たっての留意点・課題等

検討に当たっての留意点・課題等については、以下のとおり。

- ・ イニシャルコストとランニングコストの算定方法の検討
- ・ 燃費測定に移行状況(10・15モードからJC08モード)を踏まえた評価方法の検討
- ・ 調達目的に合わせ発注条件の指定方法の検討

² 自動車の環境負荷はCO₂を指標とした場合には燃料使用量(=年間走行距離×供用期間/燃費)に簡略的に比例することから、環境負荷は燃料費を考慮することをとおして費用換算が可能